

ローマ共和政中期の政務職関連諸法 : アエリウス・ フフィウス法の再検討

吉浦, 麻子

<https://doi.org/10.15017/1904334>

出版情報 : 史淵. 134, pp.21-39, 1997-03-10. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

ローマ共和政中期の政務職関連諸法

— アエリウス・フフィウス法の再検討 —*

吉 浦 麻 子

はじめに

ローマ共和政の国制の枠組が民会、元老院、政務職の三つの装置によって構成されていたということは異論のないところであろう。だがこの三者が相互に補完・掣肘する均衡の上に統治が行われたというモムゼンらの説は、今世紀初頭にゲルツァーによる共和政統治層研究が著されて以来、統治の実態から乖離していると見なされてきた⁽¹⁾。それは端的に言えば、最近ノースがその論文の中で簡潔に述べたように、ローマ共和政においてはその制度は政治から切り離されているという理解に立脚していよう⁽²⁾。ノースの論点はゲルツァー以降の政治史研究に対する近年の諸批判の中から生じた、ローマ共和政は民主政であったか、という議論に置かれている⁽³⁾。彼に拠れば寡頭政がその広範で強大な権威を通して事実上統治を掌握していた状態で、エリートの大代表機関たる元老院ならびに政務職に対し、民会は市民団の自立的意志決定を行わず、このような状態では市民団はただ統治層内部におけるなんらかの重大な意見の対立が生じた場合にのみいわば仲裁者として機能するという⁽⁴⁾。このことはまさに慣習（モース *mos*）が公・私にわたる価値基準であった（そして自明なことにそれは統治者の価値基準なのだ）共和政において、立法はモースによって処理されえない事態においてのみなされるということの意味しているに他ならない。

実際かかる了解の上に前2世紀の諸立法に関する議論はなされてきたと言えよう。なぜならば共和政初期の身分闘争が一応終結して以来わずかにしか見られなかった統治に関わる諸立法が、前2世紀初頭に至って顕著に多くなされた

からである。ノースらの見解に従えばこのことはこの時期統治層内部において重大な意見の対立が頻発したことを意味することになる。しかも注目すべきはこの時期の諸立法の多くが何らかの形で政務職の選挙ないしは就任資格に関わるものであったということである。政務職は二重の意味で共和政中期以降の政治生活において重要な位置を占めている。すなわち前4世紀以降、元老院はほぼ政務職経験者によって構成されることとなり、従って政務職就任は統治者集団への前提と言えるかたわら⁽⁵⁾、とりわけコンスルをはじめとする上級政務職自体は強力な職権を有し、自らの意志を貫徹せんとする個人に統治層の集団的意志に対抗する可能性を与えるという側面を備えるが故に諸研究においてしばしば元老院に対置されるからである⁽⁶⁾。それだけにかかる職への選出、就任に関わる新たな立法が頻出した事態は、統治の形態事態に関わる新局面を想定させえるのである。

I. 前2世紀の政務職関連諸法

この時期の諸立法のうち（巻末年表参照）、もっとも直接的に政務職選挙・就任資格に関わると考えられるのは、180年導入のウィルリウス法 *Lex Villia annalis* ならびに150年前後のアエリウス・フフィウス法 *Leges Aelia et Fufia* であるが、この両者の具体的な分析は既に1950年代末よりアスティンにより進められた。同時代史料が存在せず、またキケロー、リーウィウス等の中心的史料にもこれら諸法の具体的な文言が全くないだけに、間接的な言及および立法後の選挙・就任の状況変化から法の内容を類推せざるをえず、従ってそこには解釈の余地が残されているとはいえ、現在のところアスティンの結論がほぼ受け入れられていると言って差し支えあるまい。

アスティンによればローマにとって180年前後は内政上の保守規正の時期となる。その中でも共和政中期における政務職選出システムの転換点と一般に言われるウィルリウス法の内容について、史料は極めて漠然とした言及のみ残しているが⁽⁷⁾、アスティンによればこの法は（1）各上級政務職就任の順序を規定する。それ以前から就任階梯は慣習的にほぼ遵守されていたが、現に3世紀

までは例外的な就任順序の例が知られている。特にそれが顕著なのは3世紀末の第二次ポエニ戦争期である。(2) 各職の就任前に少なくとも2年間の無任期間を置く⁽⁸⁾。この法案の平民会への提出ならびに通過の経緯は知られていない。ただ提案者の護民官ウィルリウスは祖先に上級政務職経験者を持たぬ、いわゆる「新人」であること、また大カトーが彼の後ろ盾であったらしいことから、アスティンはカトーらによって推進されていた元老院統治の安定を目指す路線上にこの法を位置づけている。これはこの立法全体に個人的な能力・出自に優れた者が政務職に就任することによって統治層の集団統治体制の中で突出しようとする傾向に対する抑制を見る従来の理解に従うものである⁽⁹⁾。このことは政務職就任階梯が既に前4世紀後半から前3世紀前半には実質的にほぼ定められていたという、最近の諸研究の結論にも一致しよう⁽¹⁰⁾。すなわち第二次ポエニ戦争の非常事態の中で、優れた軍事能力を備えた個人が慣習的規則を破って次々と政務職に就任したことから生じたこの突出傾向に対抗するために戦後まもなくの180年代に元老院主導で立法が行われたことになる。

ところでアスティンは150年前後に成立したと考えられるアエリウス・フフィウス法をもまたウィルリウス法とおなじ脈絡で理解している。「凶兆の予告(オプヌンティアティオー *obnuntiatio*)」と民会開催に関する規定を持つこの二つの法の内容は以下のように考えられる。(1) オプヌンティアティオーとは民会の吉凶を占って行われる鳥卜において、凶兆が現れたときにそのことを宣言する行為をさすが、このことによって当該民会を中止せしめることができるためしばしば政治的な性格を備えたと言われる。ただしこの行為は護民官には許されず、また上級政務職はこれを護民官に対して向けることを許されていなかった。アエリウス・フフィウス法の一規定はこのオプヌンティアティオーを護民官と上級政務職相互に新たに認めたものと考えられる⁽¹¹⁾。(2) 政務職選挙のための民会開催の公示があってから選挙当日までの間に、立法のための民会が開催されることが禁止された⁽¹²⁾。このことは政務職選挙直前に、政務職就任資格に関する規定の効力を一時的に失わしめるような特別立法の提案を封じることが意図していたようである。ここからアスティンはこの二つの立法の背

後に、この時期、民会（とりわけ政務職選挙のためのそれ）開催に関わる従来の規定全体を再確認または改めて規定し直す必要が生じた状況を想定した¹³。

アスティンのこのような理解の論拠はしかし、実はこの二法の成立年代の推定に置かれている。すなわち彼はかかる立法がなされるには、このことを要請するなんらかの具体的な事情が存在したということ想定し、この二法が58年のクロディウス法のおよそ百年前に導入されたというキケローの叙述を頼りに150年代前後に該当する事態を探したのである¹⁴。その結果、156年のマルキウス・フィグルス C. Marcius Figulus と155年のスキピオ=ナーシカー P. Cornelius Scipio Nasica のコンスル再選（この両者は162年にコンスル当選を果たしたがその直後選挙主宰コンスルの宗教上の過ちを理由に「瑕疵によりなされた vitio creati」として辞任を余儀なくされた。従って彼らの156年・155年のコンスル立候補当選を一度目と見なすか二度目と見なすかは当時においても微妙な問題であったらしい¹⁵。二度目ならば無論十年以内にコンスル再選を禁止する規定に抵触することになる）を一つの可能性としながらも¹⁶、より蓋然性の高いものとして153年のクラウディウス・マルケルス M. Claudius Marcellus の三度目のコンスル職当選（十年以内にコンスル再選を禁止する規定に抵触）か¹⁷、あるいは最もありそうなこととして148年のスキピオ=アエミリアヌス P. Cornelius Scipio Aemilianus の資格年齢未満でのコンスル職当選（ウィルリウス法に抵触）が二立法の契機として挙げられ¹⁸、ここからアエリウス・フフィウス法の目的が政務職選挙に関する規制と結論されたのである。すなわちこの両者の選出を可能とするためには、おそらく立候補直後に政務職選出・就任に関する諸規定を一時的に停止するなんらかの特別立法が行われたと考えられ、それ故かかる手法をその後封じるために選挙民会告示後開催までの期間の立法民会開催が禁止された、とアスティンは主張する。

つまりはここでもアスティンの想定した統治層内部の軋轢とはあくまでも権力をめぐる個人と集団体制との拮抗ということになる。それはアスティンが共和政の政治をゲルツァー以来の理解、すなわち人的紐帯を権力基盤としつつ

統治層内部で諸家系が権力闘争を展開するという極めて限定されたシェーマで捉えることを批判しながらも、2世紀を通して本質的には政治理念、政策において元老院が一元的であったと考えており、そしてそれはこの時期のローマの内的・外的諸状況が潜在的に危機の兆候を孕みながらも比較的安定していたという分析に立脚してのことだからである。

だがアエリウス・フフィウス法に関連してアスティンのこの分析にはクラウディウス・マルケルスないしスキューピオ＝アエミリアヌスの規定違反の背後にある事情について議論が深められていないように思われる。なるほどどちらの場合にもヒスパニアでのローマ軍の敗北ならびに第三次ポエニ戦争の勃発という事情が挙げられており、とりわけマルケルスに関してはヒスパニア派遣後の詳細な分析がなされているにも関わらず、これらの事態が政務職選出・就任資格に関する規定・法に明らかに抵触する前2世紀最初の選出を要請せねばならぬほどのものだったのかという点については、アスティンは触れぬままに終わっている。とりわけウィルリウス法とこれらの二法を同じ脈絡で理解するならば、第二次ポエニ戦争期の不規則な政務職選出を招いたローマ存立の危機に匹敵する状況がこの場合にも見られたのであろうか。たしかにヒスパニアにおける度重なる現地民の反乱・略奪とローマ軍の敗北は30年代に至るまで前2世紀を通じてローマの深刻な対外課題であり続ける。また、第三次ポエニ戦争の早期終結が148年段階で広く市民に願われていたことも明らかであろう。しかし前者は基本的に属領内における、後者は実質的にはもはやローマに匹敵する余力のない北アフリカの都市国家周辺における、すなわちどちらもあくまでもイタリア半島の外での軍事行動であり、これらをローマにとって存亡に関わる危機と見なすことは困難と言えよう。

そうであるならばアエリウス・フフィウス法の契機として153年および148年の選挙を想定するとしてもその背後の事情を再検討する必要が生じよう。これらの事情こそがこの二法の内容推定の論拠となっており、またそこからウィルリウス法との共通性が見出されてきたからである。

II. 153年のコーンスル選挙

マルケルスの二度目のコーンスル就任は155年である¹⁹。従って152年の三度めの就任は明らかに十年のインターヴァルを要求する規定に反している。だがこの選挙が開催された経緯に言及する史料は皆無であり、この選挙においてこの抵触を克服するためにいかなる手法が採られたのか、またこのことによりいかなる反応があったのかは不明である。ただアスティンがこの直前の156年ならびに155年の二つのコーンスル再選を取り上げ、これらがマルケルス三選の心理的バリアを引き下げる役割を果たしたと述べているのは²⁰、間接的にはあるがおそらく当時の状況を的確に理解していると言えよう。

(1) 背景

153年開催の(すなわち152年のコーンスルを選出するための)コーンスル選挙時のローマにおける最大の関心事がヒスパーニアの大反乱であったことは疑いあるまい。197年にローマの直接支配に編入された二つの属領、ヒスパーニア・キテリオル *Hispania Citerior* (近い方のヒスパーニア)ならびにヒスパーニア・ウルテリオル *H. Ulterior* (遠い方のヒスパーニア)では、その直後から現地民による反ローマ武力闘争が続いており、これにたびたび属領外から侵入してくるルシタニア人の略奪行為が加わった²¹。とりわけ154年にウルテリオルに侵入したルシタニア人に呼応してキテリオルのケルトイベリア人(特に好戦的なアレウァキイ *Arevaci* 族)が武力蜂起するや戦況はローマ側に著しく不利となり、153年にはコーンスル着任が従来の3月から1月に変更された後、初めて鎮圧軍の指揮のためにコーンスルが派遣されている。だが同年のコーンスル、フルウィウス・ノビリオル *Q. Fulvius Nobilior* は敗北を重ねることになった。夏、行軍中にアレウァキイ族の待ち伏せに合い大量の兵を失い、さらに都市ヌマンティアに退却したアレウァキイを追って包囲戦を試みるがこれにも失敗、結局この陣営で越冬したが寒さと飢えに悩まされたという。ノビリオルの惨状は152年のためのコーンスル選挙の際には少なくとも既に部分的にはローマに届いていたはずである²²。

(2) マルケルスの人物像

クラウディウス・マルケルスの祖父は第二次ポエニ戦争期のコンスル、軍最高司令者であり、偉大な軍功で名を残す人物である²³。152年のコンスルもまた既に早い時期から数々の軍功で知られている。彼は169年のプラエトルとして2年間両ヒスパニアで軍の指揮を執り、166年の最初のコンスル職就任時にはリグリア人に対する戦争で勝利を収め凱旋式を行っている。155年にコンスルに再選し再びリグリア人反乱を鎮圧して二度目の凱旋式行った。166年にコンスルに就任できたということは当時既に資格年齢42歳を越えていたはずなので、152年には老域に達していたことになる²⁴。

このようにマルケルスに関する史料は彼の軍事的能力に集中している。特に169-168年の両ヒスパニアにおける軍功が153年の時点で注目されなかったとは考え難い。ヒスパニア戦争の惨状を背景として、軍事的力量がマルケルスのコンスル三選を容易にしたという推測は妥当なものと言えよう。

上述の通り選挙の際に具体的に誰がどのような手法を用いて制度をくぐり抜けたのかは不明である。しかし当選後のマルケルスの行動とそれに対する元老院等の反応に関しては史料がある。通常、選挙前後の当選者の言動が大きく異なることは考えられない以上、ここから選挙時における動向をある程度うかがうことも可能であろう。

(3) マルケルスの対外政策

マルケルスの対ヒスパニア政策を示す主な史料はアッピアノスおよびポリュビオスであるが、両者によるとマルケルスは152年にヒスパニアにわたった直後から速やかにケルトイベリア人を敗走せしめ、彼らの都市を攻略して人質と罰金を獲得した。その後アレウァキイ他のケルトイベリア人諸部族との暫定的平和協定の取り付けに成功した。この話し合いの席でマルケルスは終始穏和な対応でケルトイベリア人たちの代表者に臨み、軽い罰金のみを課す以外は179年に彼らとローマが締結した条約を更新することを要求したのみであったといわれている²⁵。この条約とは179年のヒスパニアの反乱が鎮圧された際に、当時の軍司令者グラックス Ti. Sempronius Gracchus (グラックス

兄弟の父) がケルトイベリア人と締結したもので、彼らに非常に好意的なことで知られたものである²⁸。この条約の更新を望んだことは、マルケルスのヒスパニアに対する姿勢を教えてください、それは従って2世紀前半のローマ側の対応を踏襲したものと言える。

だが、マルケルスのこの姿勢は必ずしも元老院の一致した意思を表してはいなかったようである。マルケルスがケルトイベリア人の代表者を元老院に送った際、この使者たちの言い分を聞き、マルケルス自身の使者に会見した後には元老院はこの和平案を拒絶したのである。これについてポリュビオスは以下のように述べる。

「彼ら(マルケルスの使者)も和平に傾き、将軍自身が同盟者よりも敵の方へ心が向いていることを知ったとき父たちは・・・将軍が戦争を恐れていると考えた。彼らは彼が勇敢に、自身の祖国のために敵と戦いを続けるよう、使者に密かに指示を与えた。²⁹」

この叙述は少なくとも元老院の意志を決定しうるだけの議員がマルケルスの対ヒスパニア姿勢に不満を抱き、より強硬な対応を望んだことを示している。アスティンはそれが無条件降伏(デディティオー *deditio*)の要求であったと考える²⁸。そうであるならば179年にグラックスによって確認され、元老院も承認したヒスパニアへの対応はもはや不十分と受け取られ、明確にローマ側の支配の貫徹が要請されたことが見てとれる。

ではマルケルスは元老院内部において例外的な立場にあったのだろうか。同じ時期に對外戦争において彼とよく似た温情的措置をとった他の元老院議員たちの存在が知られている。とりわけヒスパニアにおいては151年のリキニウス・ルクルルス *L. Licinius Lucullus* (マルケルスの後任コーンスル) やスルピキウス・ガルバ *L. Sulpicius Galba* (プラエトル) の如き苛烈な者もいる一方で²⁹、140年代に入っても穏健な対応をなしたことが知られている者も少なくない³⁰。無論これらの者たちが政策面で共通したものを持っていかどうかわからぬし、まして彼らが政治的に連携していたという証拠はなにもない。ただ和平拒否の直後にマルケルスが元老院の指示を待たずに強引にヒスパニア

ニア側から形式的なデディティオーを取り付けるや元老院はこれを承認している⁶¹。また、彼が任務を終えて帰還した際には三度目の凱旋が行われ彼を顕彰する像が建立されている⁶²。その後、彼は元老院使節団の団長としてヌミディアへ送られている⁶³。以上のことは少なくともマルケルスの対外的に穏健な姿勢を容認する姿勢を持つ者が元老院内部にはおり、しかも彼らの意志は場合によっては元老院の決定に関わり得たということを示唆していよう。そうだとすれば、マルケルスの三選の際にもまた、彼らはこの、ヒスパーニアの状況を打開しえる軍事能力を備えた、かつデディティオーに固執することなく和平を締結しえる人物の三選に少なくともあえて反対はしなかったと考えて良いのではないだろうか。しかしまたこの2世紀最初の法に抵触する選挙に関して史料がほとんど沈黙しているということ自体が、元老院内部においてこの時大きな議論がなかったことを示しているとも考えられよう。

ここで併せて考慮せねばならぬのは、このマルケルスとヒスパーニア和平を巡る問題の後日談とも言える事柄であろう。マルケルスによる和平案が元老院によって拒否された直後の151年初頭、その年のコンスルがヒスパーニアに派遣すべき兵の徴募を行おうとした際にこれに反対する護民官と激しく対立し、ついに護民官がコンスルを投獄するという異例の事態に至っている⁶⁴。この事態がアエリウス・フフィウス法の第一の規定（すなわちコンスルと護民官相互の抑制）へなんらかの影響を及ぼしたと考えることは不可能ではない。以上から、もしアエリウス・フフィウス法の制定をこの選挙の直後に位置づけるとすれば、それは法に反する政務職選出を抑制することというよりも、より直接的にこうして当選したマルケルスの対外政策を発端とした元老院内部における、またコンスル（この場合背後に元老院の意志があったことはおそらく疑いない）と護民官との意見の対立を反映していると考えた方が妥当であろう。

しかもここで特筆すべきはこの時スキーピオ=アエミリアーヌスが関与するということである。彼はマルケルスの和平案に反対した元老院議員の中にいた⁶⁵。またヒスパーニア出兵に従軍しようとする希望者がいないことを憤った

彼は既にマケドニア行きが決まっていたにも関わらず、自ら申し出てヒスパニアに赴くことになる⁶⁸。結果としてこの時のヒスパニア従軍において彼は最初の軍功を挙げるようになった。いずれにせよマルケルスと彼の対外政策を巡るこの一連の動きの中にスキピオが関与し、しかも彼の立場はどうやらマルケルスのそれとは対照的なものであったようである。この人物のコーンスル選出が、アエリウス・プフィウス法を生み出した契機としてのもう一つの可能性であるのは単なる偶然であろうか。

III. 147年のコーンスル選挙

スキピオ=アエミリアヌスの生年は185年と言われる⁶⁹。従って148年には37歳のはずであり、当然ウィルリウス法の規定から引き出されるコーンスル就任資格年齢43歳を下回っていることになる。

(1) 経緯

上述のようにヒスパニアで名声を勝ち得たスキピオ=アエミリアヌスは149、148年という第三次ポエニ戦争の最初の局面で軍団将校としてアフリカにいた。この時の彼の戦功にはめざましいものがあり、軍において顕彰され、栄誉の冠を受けている⁶⁹。このことがローマにも伝わり、死の直前にあったカトールをして賛嘆せしめたことは有名な逸話である⁶⁹。148年、彼が翌年のアエディリス職に出馬するためローマに帰還した際、アフリカの軍がコーンスルとしてアフリカに戻ることを求めたという証言もある⁴⁰。

こうしたスキピオの異例づくめの選挙については史料が豊富に残っている。ここでそれらの要点をまとめておくと、第一に彼はアエディリスに立候補したのであって、コーンスルではない。第二に37歳にしかなくなかった。第三にそして重要なことに選挙主宰コーンスル、ポストゥミウス・アルピヌス *Sp. Postumius Albinus* はこの違法性の故にスキピオをコーンスルとして承認することを拒否している⁴⁰。またリーウィウスによれば第四にスキピオに「しばしば対立していた元老院議員たち *repugnantibus ei aliquamdiu patribus*」によってもまた反対表明がなされている⁴²。第五にそれに対して民

衆がスキープオをコンスルにすることを主張して止まなかった⁴³。第六に護民官の介入の結果、元老院がこれに命じて触する法を一年間停止する特別法を成立させた⁴⁴。

以上から、スキープオの場合もマルケルス同様その軍事的卓越性が選出の理由であったことが見て取れる。しかしマルケルスの場合との相違は、彼のコンスル選出の違法性が最初から問題とされ、しかもそれを巡る議論の中で主宰コンスルならびに元老院と市民団との対立が明確に史料の中で示唆されていることであろう。そしてなによりも *repugnantibus ei aliquamdiu patribus* なる表現にあるとおり、元老院内部においてこの時意見の不一致があったことが看取できる⁴⁵。

(2) 背景

スキープオ=アエミリアーヌスというあまりに有名なこの人物についてはすでにアスティンをはじめとする多くの研究がなされており、詳細に立ち入ることはしない。ここではただこの時の選挙に関わる彼の言動のみを整理する。政治の場にスキープオの姿が最初に見られるのは上述のように152年のマルケルスのヒスパニア和平工作の際である。ここでスキープオは主戦論者の中にいたことも既に述べた。次に翌151年、軍団将校としてヒスパニア行きを志願している。ここには初期の段階からの彼の対外姿勢を読みとることができよう。さらに150年代のカルターゴ論争における親族ナーシカーよりはむしろカトー寄りの位置⁴⁶、コンスル当選後最高司令としての146年のカルターゴに対する措置⁴⁷、そして133年のヒスパニアにおいて都市ヌマンティアに対してとった包囲と徹底的破壊⁴⁸。これらすべてに共通するのはローマの威信に反する者への徹底的な制裁である。その対外的姿勢はまさにマルケルスのそれとは対照的と言えよう。ただし前述のようにスキープオが元老院において史料中の政策決定の場に現れているのは152、151年のヒスパニア問題ないしカルターゴ問題においてのみである。ここから無論「しばしば対立した」その焦点が両問題であったと決定することはできないとしても、この時期未だ若い彼が重要政策課題に直接影響力を発揮できたとは考えにくい。彼の見解が

問われるとすれば既にその方面での能力が知られていた対外戦争における場であったと考えてよいであろう。だとすれば148年段階でスキピオに「しばしば対立していた元老院議員たち」とは152年のヒスパニア問題においてはかかる強硬姿勢をとろうとしなかった人々であったと考えるのが最も妥当であろう。そしてそうであるならば、逆に152年に彼と同じ立場をとった人々は148年に彼がコンスルに選出されることに反対する理由はおそくなかったはずである。彼らが152年段階のヒスパニアに対すると同じくカルターゴーに対しても望んでいたとしても奇異ではない強硬な制裁を加えるにはスキピオが最適であることは明らかであり、またその意図を彼は既に示していたからである。

以上から一応蓋然性の高い仮定が示されたといつて良いであろう。すなわち、スキピオの148年のコンスル選挙の前提にも膠着する戦争とかれ自身の軍事的卓越性があった。だがまた、それに加えて元老院内部での対外政策上の意見の不一致がこの選出を可能にしたとも考えられる。その意味ではスキピオ＝アエミリアヌスとマルケルススの選出には共通するものを見出すことができるであろう。しかしスキピオの場合にマルケルスと決定的に異なるのは市民団の関与の痕跡である。

市民のスキピオに対する熱狂は実は148年に限定されるトピックではなく、むしろこの人物に関する史料の言及に常に伴う基調といつてもよいであろう。またスキピオ側が意識的にこれを自らの政治基盤に取り込もうとした意図が見えることも筆者は別の機会に述べた⁴⁹。このことは明らかにこの時期の他の政治家たちとこの人物を分ける特徴と言えよう。そしてもし148年の選挙の背後に政策の相違からくる元老院内部の軋轢があったとするならば、こうした点でこそスキピオはこの時期の他の政治家たちと明確にその政治的性格を異とする存在と考えられねばなるまい。すなわち従来の比較的穏健な対外政策を越えた、苛烈な対外制裁をも辞さぬ政策信条においてのみならず、かかる政策を貫徹するその手法として民衆の要望する声を元老院の意志決定に対する武器として持ち込むことに彼の独自性がうかがえる。

おわりに

前2世紀の政務職選挙・就任資格に関わる諸法の中にアスティンは元老院集団統治に対する個人の台頭を抑制する目的を見た。だが本報告では少くともアエリウス・フフィウス法導入の契機としてはこのような権力闘争の枠組みを越え、より本質的な、政治理念ともいえるものの相違から生じる、元老院内部における対立が作用した可能性を一応看取した。そしてこうした対立を招いた要因として当時の対外問題（とりわけヒスパーニア戦争）の状況が大きく作用していたことを見た。しかし以上の議論は仮定の域にとどまり、従ってこの問題に関しては今後二つの方向に沿ってさらに考察を深めるべきである。すなわちまず2世紀の前半期（具体的にはウィルリウス法の導入された180年代が中心となる）と後半期（アエリウス・フフィウス法導入の150年代末以降）の立法において、その背後にある諸事情に決定的な相違があったということ。あるいはむしろ本報告ではアスティンに従って前提としたウィルリウス法の目的ならびにその背景に、従来の理解とは異なるなにものがあったということになる。従っていずれの場合にも検討はもはや政務職関連諸法の導入経緯に限定されず、本報告で概観するにとどめた2世紀における政治諸状況とこれに対応する元老院およびその内部の動向に向けられねばならない。その際一つの示唆を与えるのはスキープオ=アエミリアーヌスの言動とこれを巡る元老院ならびに他の政治諸要素の反応であろう。筆者は以前、この2世紀中葉以降における高名な人物のケンソル職在任中の発言からローマ社会全体を指向して「父祖の諸慣習 *mores maiorum*」に回帰せんとする政策信条とも呼べるものを抽出した上で、彼の一見矛盾に満ちた政治的諸言動に一貫性がありえることを結論づけた⁵⁰。このこととならんで分析を必要とするのは130年代に相次いで成立した、かの秘密投票諸法とスキープオとの関連であろう。

秘密投票諸法の内容はそれまで口頭で行われていた政務職選挙、立法、民会裁判判決の投票を無記名の投票板による投票に切り替えるものである。この規定は最初に139年に護民官ガビニウスにより政務職選挙について導入された後、

137年には同じく護民官のカッシウスにより民会裁判に、また109年には立法民会にと段階的に適用されることになった。この諸法の持つ政治的意味については前1世紀のキケローの発言が知られている。彼によればこれらの法は「最良の士」の威信にとって極めて危険であるというが、それは秘密投票の導入により、有力者が庇護民へ圧力をかける可能性が狭められ、そのため投票の操作が困難になりえるからである⁶¹。ここからこの一連が立法は従来の諸研究の中で前2世紀後半以降の元老院統治とこれに対抗する諸権力との政治的相関関係を分析する際の一つの指標とされてきたことは周知の通りである⁶²。こうした秘密投票法の130年代に制定された二つのうち、少なくとも一つは明らかにスキピオの支持によって元老院の反対にも関わらず成立したことが知られている⁶³。かかる立法を成立せしめた政治状況の、スキピオの政策信条との連関による再検討を通して、2世紀の民会決議が示す統治層内部の対立の特質を明らかにすることが可能となるであろう⁶⁴。

註

* 年号、年代は全て紀元前である。

- (1) 吉浦麻子「ローマ中期共和政の権力構造(1)―ゲルツァー理論と「ノーピリタース」―概念」『西洋史学論集』27輯 1989年 43-53頁を参照せよ。
- (2) North, A., *Democratic Politics in Republican Rome, Past & Present* 126, 1990, p. 16
- (3) 研究史は、石川勝二「共和政ローマと民主政」『西洋史研究』24号 1995年 1-22頁に詳しい。
- (4) North, art. cit., pp. 16ff.
- (5) 主要なものとして *Develin, R., The Practice of Politics at Rome, 366-167 B. C., Tasmania*, 1985 ならびに、安井萌「共和政ローマの「ノーピリタース」支配」『史学雑誌』105編 6号 1996年 39頁以下。
- (6) 主要なものとして、*Hackl, U., Senat und Magistratur in Rom vor der Mitte des 2. Jahrhunderts v. Chr. bis zur Diktatur Sullas*, Kallmünz, 1982
- (7) Livius, 40, 41, 1: *Eo anno rogatio primum lata est ab L. Villio tribuno plebis, quot annos nati quemque magistratum peterent caperentque.* (「その年護民官ルキウス・ウィリウスによって各政務職に何歳で立候補し、就任するかを規定する法案が初めて提案された。」)
- (8) Astin, E. A., *The Lex Annales before Sulla* (2), *Latomus* 17, 1958, pp. 63f.

- (9) Meyer, E., *Römischer Staat und Staatsgedanke*, Zürich, 1964³, pp. 100f.; Bleicken, J., *Das Volkstribunat der klassischen Republik*, Müncheln, 1968², p. 59; またこの理解に基づく最近の研究として Rilinger, R., *Der Wahlleiter bei den römischen Konsulwahlen*, München, 1976, p. 90; Develin, *op. cit.* p. 142 をあげておく。
- (10) 安井萌 前掲論文 45頁
- (11) Astin, *Leges Aelia et Fufia*, *Latomus* 23, 1964, pp. 428ff.
- (12) *Ibid.* pp. 437ff.
- (13) *Ibid.* pp. 430f.
- (14) Cic. *In Vat.* 23; *In Pis.*, 10.
Cf. Astin, *art. cit.*, pp. 443ff.
- (15) 経緯については Cic. *De Nat. Deor.* 2, 10f.; *De Divin.* 1, 33; 2, 74f.; *Ad Q.f.* 2,2,1. *Val. Max.*, 1,1,3.; *De vir. ill.* 44,2. この事件自体の背後にはどうやら選挙主宰コンスルであったグラックスの思惑が関係していたようである。すなわちグラックスは一旦選挙結果の正当性を主張しながら、コンスルに当選したナーシカーが自身に代わってコルシカに派遣されることが決定した後になって自らの宗教的瑕疵を言い立てた。
- (16) Astin, *art. cit.*, pp. 434ff.
- (17) *Ibid.* pp. 434f.
- (18) *Ibid.* pp. 435f.
- (19) Broughton, T.R.S., *The Magistrates of the Roman Republic*, vol. 1, Atlanta, 1986 (rep.).
- (20) Astin, *Scipio Aemilianus*, Oxford, 1967, pp. 38f.
- (21) App. *Iber.* 44. Simon, H., *Roms Krieg in Spanien 154-133 v. Chr.*, Frankfurt a.M., 1962, pp. 15ff.
- (22) App. *Iber.* 45. Polyb. 35,1,1. Simon, *op. cit.* p. 128.
- (23) M. Claudius Marcellus はその卓越した軍事能力の故に第二次ポニ戦争中4度コンスルに就任し、南イタリア、シキリア方面でローマ軍の勝利をもたらしている。Cf. *RE. Marcellus*, Nr. 225.
- (24) *RE. 'Claudius'* Nr. 225.
- (25) App. *Iber.* 49
- (26) Polyb. 35, 2, 15. Schulten, H.H., *Geschichte von Numantia*, New York, 1975², p. 53. Richardson, J.S., *Hispania, Spain and the Development of Roman Imperialism 218-82 B.C.*, Cambridge, 1986, pp. 101f.
- (27) Polyb. 35, 2, 6. だが、ポリュビオスの述べる Marcellus の柔弱さはそれまでの彼の軍功と相容れるものではない。またここで Marcellus の行動の政策以外の動機も考慮されるべきであろう。アッピアノスはこの時の Marcellus の和平工作に、後任者が到着する前に戦争を終結させることによって自らの名声を追求したと言う (App. *Iber.* 49.)。この側面は否定できない。だが、彼が最初に和平を締結した際にはまだ後任者の派遣は決定していなかった。そうであれば Marcellus の能力から考

- えると、この時和平を急いで元老院の反感を買うことは必ずしも彼にとって得策ではなかったはずである。Cf. Astin, *op. cit.* pp. 41f.
- (28) Astin, *op. cit.* pp. 41f.
- (29) ガルバはルシタニア人に土地配分を約束して降伏を取り付けた後、8000人のルシタニア人を殺害し、その他を奴隷として売却した。App. Iber. 60; Val. Max. 9,6,2.
またルクルスはマルケルスと和平を締結した後のケルトイベリア人を大量虐殺している。App. Iber. .51.
- (30) 例えば143年のコンスル、カエキリウス・メテルス Q. Caecilius Metellus, 141年のコンスル、ファビウス・マクシムス・セルウィリアヌス Q. Fabius Maximus Servilianus や139年のコンスル、ポピリウス・ラエナス M. Popilius Laenas ら。
- (31) App. Iber. 50. Astin, *op. cit.* p. 42.
- (32) App. Iber. 49. Simon, *op. cit.* p. 46.
- (33) Liv. Per. 50; Oxyr. Per. 50. App. Lib. 105.
- (34) App. Iber. 49. Liv. Per. 48.
- (35) Polyb. 35,4,8. . Scullard, H.H., Scipio Aemilianus and Roman Politics, JRS. 50, 1960, p. 60.
- (36) Polyb. 35, 4, 7f.
- (37) RE. Cornelius Nr. 335.
- (38) App. Lib. 100-104. Liv. Per. 44. Polyb. 36, 8, 1. Plin. N.H. 22, 13.
- (39) Polyb. 36, 8, 7. Liv. Per. 49.
- (40) App. Lib. 109; 112.
- (41) App. Lib. 112.
- (42) Liv. Per. 50.
- (43) App. loc. cit. Liv. loc. cit.
- (44) App. loc. cit.
- (45) 周知のようにスキピオは134年に二度目のコンスル当選を果たしている。これは151年頃成立のコンスル再選を全面的に禁止する法に抵触していることになる。この時の選挙についてリーウィウスは「元老院と市民団によって a senatu populoque Romano」この選出が再び特別立法によって可能になったと述べる。つまり148年とは異なり、この時には元老院において何らの反対があったことも述べられていないのである。Liv. Per. 56. cf. App. Iber. 84.
- (46) Diod. 32, 2, 4. Astin, Scipio Aemilianus and Cato Censorius, *Latomus* 15, 1956, pp. 174ff.
- (47) 主要な史料は App. Lib. 113ff. Polyb. 38, 2ff. Liv. Per. 51.
- (48) App. Iber. 87ff.; 95ff.ヌマンティアは交渉を要求したが、スキピオはデディティオーのみを求めた。
- (49) 吉浦麻子「スキピオ＝アエミリアヌスのモーレス・マーイオールム」『西洋史学論集』第33号 1995年 44頁。
- (50) 同上論文を参照せよ。

- (51) Cic. Leg. 3, 34: quis autem non sentit omnem auctoritatem optimatum tabellarum legem abstulisse? (「しかるに秘密投票法が「最良の士」の權威全体を奪い去ったことを何者が知らぬであろうか」?) 同様に Leg. 3, 35. また Sest. 103: Tabellaria lex ab L. Cassio ferebatur. Populus libertatem agi putabat suam. Dissentiebant principes et in salute optimatum temeritatem multitudinis et tabellae licentiam pertimescebant. (秘密投票法はルキウス・カッシウスによって提案された。市民団は自らの自由が懸かっていると考えた。第一人者たちは異なる見解にあり、「最良の士」たちの安寧に関して大衆の激情と、また投票板の(もたらす)放縱を恐れた。)
- (52) 秘密投票法に関する最近の議論は、石川勝二 前掲論文 15頁以下に詳しい。
- (53) Cic. Brut. 97; Leg. 3, 37. Cf. Astin, Art. cit. pp. 130f.
- (54) ただしその作業において筆者はひとまず、この問題と所謂民主政論とを連関させることには留保を置きたい。筆者が当面明らかにしたいのはスキピオ＝アエミリアヌスが、秘密投票法導入にあたってなんらかの政策信条を持っていたかどうかということであり、またそれが元老院内部においていかに作用したかということに限定される。無論、そこに政策と呼べるものが確認された場合、従来理解されてきたような統治層の内部的権力闘争を越えて、市民団全体を内包した視野が看取されることは自明であるが、そのことはしかし必ずしも市民団の政治的自立性をスキピオが目指していたことを意味するものではない。また同じ意味で、彼の政治的方向性と政治手法とを混同すべきではあるまい。最後に政治の場における政策の意味と共和政の展開に関して、安井萌氏の前掲論文から多くの示唆を受けたことを述べておきたい。特に共和政におけるかかる市民団への求心力の高まりと「国家」概念との連関について今後より具体的に氏の議論が展開されることを待ちたいと思う。

年	内 政	外 政	
218	Lex Claudia: 元老院議員身分の船舶保持制限	第二次ポエニ戦争 (-201)	
217	トラシメノ湖の戦いでカルタゴに大敗		
216	L. Aemilius Paullus, 10年間の無任期間を経ず2度目の consul (特別法による) カンナエの戦いで、80名弱の元老院議員が戦死		
215	Lex Oppia : 奢侈禁止法		
	M. Claudius Marcellus, cos. II.		
214	M. Claudius Marcellus, cos. III. Q. Fabius Maximus, cos. IV.		
212	Q. Fulvius Flaccus, cos. III.		
210	M. Claudius Marcellus, cos IV.		
209	Q. Fabius Maximus, cos. V. Q. Fulvius Flaccus, cos. IV.		
208	M. Claudius Marcellus, cos. V.		
208頃?	consul 再選に10年のインターバルを置く規定		
205	P. Cornelius Scipio, 23歳で consul		
200-97			マケドニア戦争
197	Praetor, 6人に増員		ヒスパーニアでローマへの抵抗運動勃発
195	Lex Oppia 廃止		Cato, ヒスパーニアで叛乱鎮圧
191-88			対シュリア戦争
186	バッカナリア問題		
184	Cato の censor 職 Scipio Africanus 訴追		
183			ケルトイベリア人, ヒスパーニアで叛乱
182	Lex Orchia : 奢侈禁止法		
181	Lex Cornelia Baebia : 選挙不正禁止法 Lex Baebia : praetor 数減少へ		
180	Lex Villia annalis : 官職就任規定	(-78) Ti. Gracchus, ヒスパーニアで叛乱鎮圧 ケルトイベリア人とローマ間に条約締結	

年	内 政	外 政
175		ケルトイベリア人叛乱
171-68		第三次マケドニ戦争。マケドニアがローマの支配下に
162	P. Cornelius Scipio Nasica と C. Marcius Figulus, cos. に選出されるが、辞任	
161	Lex Fannia: 奢侈禁止法	
159	選挙不正禁止法	
156	C. Marcius Figulus, cos. II.	
155	P. Cornelius Scipio Nasica, cos. II M. Claudius Marcellus, cos. II.	
154	Cos. 着任, 3月から1月に	ヒスパーニアで叛乱
153	M. Claudius Marcellus, cos. III.	Nobilior (consul), ヒスパーニアで敗北
152	Cos. 再選禁止法	
151	募兵を巡り, consul. と護民官対立 護民官, consul を投獄	ケルトイベリア人, Marcellus に降伏 Lucullus (consul), ヒスパーニアで敗北
150頃?	Leges Aelia et Fufia	Galba (praetor). ヒスパーニアで勝利。ルシタニア人を殺戮
149	Galba, ヒスパーニアでの行動で訴追	第三次ポエニ戦争 (-146)。カルタゴ破壊
147	P. Cornelius Scipio Aemilianus, Lex Villia に反して consul 選出	ヒスパーニアにて Viriatus がルシタニア人の指導者に
146		対アカエア同盟戦争。アカエア同盟解体コリント破壊 ヒスパーニアで叛乱。ローマ敗北
142	Scipio Aemilianus, censor	
139	Lex Gabinia: 官職選挙秘密投票導入	Viriatus 暗殺。
138	穀物供給を巡り護民官と consul 対立 募兵を巡り護民官と consul 対立。 Consul が投獄さる	
137	Lex Cassia: 民会裁判秘密投票導入	Mancinus (consul) ヒスパーニアで大敗。 和平を結ぶが、元老院これを拒否。
136	シキリア奴隷叛乱	
134	P. Scipio Aemilianus, cos. II.	
133	Ti. Sempronius Gracchus, 護民官	Scipio, ヒスパーニアで最終的勝利